

佐賀県告示第七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）別表第一第三百二十号から第三百二十三号までの第三欄に掲げる手数料の徴収事務を嬉野市に委託した。

平成二十二年二月十六日

佐賀県知事 古 川 康